



宮 崎 県 公 報

平成23年3月22日(火曜日)号外 第29号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

条 例	頁
○宮崎県住民生活に光をそそぐ基金条例……………(総合政策課) 3	
○宮崎県新しい公共支援基金条例……………(蛸・鱈・鮫課) 4	
○知事等の給与の特例に関する条例……………(人事課) 4	
○宮崎県職員定数条例の一部を改正する条例……………(行政経営課) 5	
○使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条 例……………(財政課) 6	
○宮崎県医師・看護師等育成・確保・活用基金条 例……………(医療業務課) 9	
○宮崎県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の 一部を改正する条例……………(長寿介護課) 10	
○宮崎県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を 改正する条例……………(障害福祉課) 10	
	○宮崎県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正 する条例……………(健康増進課) 10
	○みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する 条例の一部を改正する条例……………(環境管理課) 11
	○宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一 部を改正する条例……………(労働政策課) 12
	○宮崎県中山間地域等直接支払制度基金条例を廃 止する条例……………(地域農業推進課) 12
	○宮崎県就農支援資金特別会計条例……………(“) 12
	○県営土地改良事業分担金及び負担金徴収条例の 一部を改正する条例……………(農村整備課) 13
	○宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例……………(港湾課) 13
	○警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改 正する条例……………(警察本部) 16
	○宮崎県暴力団排除条例……………(“) 16

本号で公布された条例のあらまし

◎ 宮崎県住民生活に光をそそぐ基金条例 (条例第2号)

1 制定の理由及び主な内容

宮崎県における経済や雇用情勢が厳しい状況にある中で、これまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかった分野に対する取組を強化し、地域の活性化及び県民生活の安心確保を図ることを目的として、宮崎県住民生活に光をそそぐ基金を設置することとしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県新しい公共支援基金条例 (条例第3号)

1 制定の理由及び主な内容

県民、NPO、企業等が積極的に公共の担い手となる「新しい公共」の拡大及び定着を図るため、NPO等の活動基盤の整備及びNPO、企業、行政等の多様な主体の協働の推進を目的として、宮崎県新しい公共支援基金を設置することとしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 知事等の給与の特例に関する条例 (条例第4号)

1 制定の理由及び主な内容

財政改革推進の一環として、知事をはじめとする特別職等の給料等及び管理監督の立場にある一般職の管理職手当について、特例的に減額することとしました。

2 施行期日

この条例は、平成23年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県職員定数条例の一部を改正する条例 (条例第5号)

1 改正の理由及び主な内容

職員定数の見直しを行うため、所要の改正を行うこととしました。

- 2 施行期日
この条例は、平成23年4月1日から施行することとしました。

◎ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第6号）

- 1 改正の理由及び主な内容
オゾン計校正装置の購入に伴う衛生環境研究所使用料の新設等を行うため、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、平成23年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県医師・看護師等育成・確保・活用基金条例（条例第7号）

- 1 制定の理由及び主な内容
医師、看護師等の医療に携わる人材の育成、確保、地域における活用等により、地域医療における課題の解決を図るため、宮崎県医師・看護師等育成・確保・活用基金を設置することとしました。
- 2 施行期日
この条例は、平成23年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第8号）

- 1 改正の理由及び主な内容
認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業、既存の特別養護老人ホーム等のユニット化支援事業及び地域支え合い体制づくり事業を実施するため、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、平成23年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例（条例第9号）

- 1 改正の理由及び主な内容
自殺対策の一層の強化を図るため、宮崎県地域自殺対策緊急強化基金の設置期間を延長するための改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例（条例第10号）

- 1 改正の理由及び主な内容
誰もが安心して妊娠・出産できる体制を確保するため、宮崎県妊婦健康診査支援基金の設置期間を延長するための改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例（条例第11号）

- 1 改正の理由及び主な内容
大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。

◎ 宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第12号）

- 1 改正の理由及び主な内容
離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の一時的な雇用・就業機会の創出を図る事業等を実施するため、宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金の設置期間を延長するための改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県中山間地域等直接支払制度基金条例を廃止する条例（条例第13号）

- 1 廃止の理由及び主な内容
宮崎県中山間地域等直接支払制度基金を廃止するため、宮崎県中山間地域等直接支払制度基金条例を廃止することとしました。

2 施行期日

この条例は、平成23年3月31日から施行することとしました。

◎ 宮崎県就農支援資金特別会計条例（条例第14号）

1 制定の理由及び主な内容

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法等の改正に伴い、就農支援資金貸付事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置する条例を制定することとしました。

2 施行期日等

この条例は、平成23年4月1日から施行することとしました。なお、一部の規定の適用について、経過措置を定めました。

◎ 県営土地改良事業分担金及び負担金徴収条例の一部を改正する条例（条例第15号）

1 改正の理由及び主な内容

県営土地改良事業の事業改編に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成23年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例（条例第16号）

1 改正の理由及び主な内容

港湾施設使用料にプレジャーボートの係留に対する使用料を追加する等、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成23年7月1日から施行することとしました。

◎ 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第17号）

1 改正の理由及び主な内容

宮崎県公安委員会の指定を受けた指定自動車教習所の名称変更に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県暴力団排除条例（条例第18号）

1 制定の理由及び主な内容

県民の安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的に、宮崎県からの暴力団排除に関する基本理念、県及び県民等の責務、基本的施策等を定めることとしました。

2 施行期日

この条例は、平成23年8月1日から施行することとしました。

条 例

宮崎県住民生活に光をそそぐ基金条例をここに公布する。

平成23年3月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第2号

宮崎県住民生活に光をそそぐ基金条例

（設置）

第1条 宮崎県における経済や雇用情勢が厳しい状況にある中で、これまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかった分野に対する取組を強化し、地域の活性化及び県民生活の安心確保を図ることを目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、宮崎県住民生活に光をそそぐ基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、県債証券その他最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する設置の目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

宮崎県新しい公共支援基金条例をここに公布する。

平成23年3月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第 3 号

宮崎県新しい公共支援基金条例

（設置）

第 1 条 県民、NPO、企業等が積極的に公共の担い手となる「新しい公共」の拡大及び定着を図るため、NPO等の活動基盤の整備及びNPO、企業、行政等の多様な主体の協働の推進を目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 241条の規定に基づき、宮崎県新しい公共支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

（管理）

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、県債証券その他最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する設置の目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

知事等の給与の特例に関する条例をここに公布する。

平成23年3月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第 4 号

知事等の給与の特例に関する条例

（知事及び副知事の給料の額の特例）

第 1 条 平成23年4月1日から平成27年1月20日までの間（以下「特例期間」という。）における知事及び副知事の給料の額は、知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和28年宮崎県条例第17号）第 3 条の規定にかかわらず、同条例別表に掲げる額から、その額に 100分の20（副知事にあつては、100分の10）を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の額は、同表に掲げる額とする。

（常勤の監査委員の給料の月額の特例）

第 2 条 特例期間における常勤の監査委員の給料の月額は、常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例（昭和31年宮崎県条例第36号）第 3 条の規定にかかわらず、同条に定める額から、その額に 100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。

（企業局長の給料の月額の特例）

第 3 条 特例期間における企業局長の給料の月額、企業局長の給与及び旅費に関する条例（昭和41年宮崎県条例第46号）第 3 条の規定にかかわらず、同条の規定により知事が定める額から、その額に 100分の 5 を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条の規定により知事が定める額とする。

（病院局長の給料の月額の特例）

第 4 条 特例期間における病院局長の給料の月額、病院局長の給与及び旅費に関する条例（平成18年宮崎県条例第21号）第 3 条の規定にかかわらず、同条の規定により知事が定める額から、その額に 100分の 5 を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条の規定により知事が定める額とする。

（執行機関としての委員会の委員又は委員の報酬の額の特例）

第 5 条 特例期間における執行機関としての委員会の委員（教育長の職を兼ねる教育委員会委員を除く。）又は委員の報酬の額は、執行機関としての委員会の委員又は委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年宮崎県条例第34号）第 2 条の規定にかかわらず、同条例別表に定める額から、その額に 100分の 5 を乗じて得た額を減じた額とする。

（教育長の給料の月額の特例）

第 6 条 特例期間における教育長の給料の月額、教育長の給与等に関する条例（平成12年宮崎県条例第36号）第 3 条の規定にかかわらず、同条に定める額から、その額に 100分の 5 を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。

（大学の学長の給料月額の特例）

第 7 条 特例期間における大学の学長の給料月額、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号。以下「職員給与条例」という。）第 3 条第 5 項の規定にかかわらず、同項の規定により任命権者が人事委員会と協議して定める額から、その額に 100分の 5 を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項の規定により任命権者が人事委員会と協議して定める額とする。

（管理職手当の額の特例）

第 8 条 特例期間における職員給与条例第 5 条第 1 項、市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年宮崎県条例第26号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）第 3 条の 3 第 1 項、企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和31年宮崎県条例第 4 号。以下「企業職員給与条例」という。）第 3 条の 2 及び病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成18年宮崎県条例第22号。以下「病院事業職員給与条例」という。）第 5 条の規定により管理職手当を支給される職員の管理職手当の額は、職員給与条例第 5 条第 2 項、市町村立学校職員給与条例第 3 条の 3 第 2 項、企業職員給与条例第17条の規定に基づく企業職員の給与に関する規程（昭和35年宮崎県企業局企業管理規程第10号）及び病院事業職員給与条例第28条の規定に基づく病院事業職員の給与に関する規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第 9 号）の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から、その額に 100分の10 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、他の手当の額の算出の基礎となる管理職手当の額は、これらの規定により算出した額とする。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。
（知事等の給与の特例に関する条例の廃止）
- 知事等の給与の特例に関する条例（平成19年宮崎県条例第 6 号）は、廃止する。

宮崎県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 3 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第 5 号

宮崎県職員定数条例の一部を改正する条例

宮崎県職員定数条例（昭和24年宮崎県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第 2 条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 （1） 知事部局の職員 <u>6,039</u> 人 （2）～（4） [略] （5） 労働委員会の事務部局の職員 <u>11</u> 人 （6） [略] （7） 海区漁業調整委員会の事務部局の職員 <u>3</u> 人	第 2 条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 （1） 知事部局の職員 <u>5,359</u> 人 （2）～（4） [略] （5） 労働委員会の事務部局の職員 <u>10</u> 人 （6） [略] （7） 海区漁業調整委員会の事務部局の職員 <u>2</u> 人
2 [略]	2 [略]

附 則

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第 6 号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（使用料）</p> <p>第 2 条 次の各号に掲げる公の施設を利用する者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の使用料を納めなければならない。ただし、公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第 7 号）第10条の 5 第 1 項の規定により、公の施設を管理する指定管理者が、当該公の施設の利用料金を収受している場合は、この限りでない。</p> <p>（1）～(18) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>（手数料）</p> <p>第 3 条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第 2 項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。</p> <p>（1）～(96) [略]</p> <p><u>(96)の 2 ・ (96)の 3</u> [略]</p> <p>(97)～(109) [略]</p> <p>(110) 廃棄物処理法第15条の 2 の 5 第 1 項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査 産業廃棄物処理施設の変更許可申請手数料</p> <p><u>(110)の 2 ・ (110)の 3</u> [略]</p> <p>(111)～(143) [略]</p> <p><u>(143)の 2</u> [略]</p> <p><u>(143)の 3</u> [略]</p>	<p>（使用料）</p> <p>第 2 条 次の各号に掲げる公の施設を利用する者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の使用料を納めなければならない。ただし、公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第 7 号）第10条の 5 第 1 項の規定により、公の施設を管理する指定管理者が、当該公の施設の利用料金を収受している場合は、この限りでない。</p> <p>（1）～(18) [略]</p> <p><u>(19) 衛生環境研究所 衛生環境研究所使用料</u></p> <p>2 [略]</p> <p>（手数料）</p> <p>第 3 条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第 2 項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。</p> <p>（1）～(96) [略]</p> <p><u>(96)の 2 廃棄物処理法第 9 条の 2 の 4 第 1 項の規定に基づく熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の設置者認定の申請に対する審査 熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の設置者認定申請手数料</u></p> <p><u>(96)の 3 廃棄物処理法第 9 条の 2 の 4 第 2 項の規定に基づく熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の設置者認定の更新の申請に対する審査 熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の設置者認定更新申請手数料</u></p> <p><u>(96)の 4 ・ (96)の 5</u> [略]</p> <p>(97)～(109) [略]</p> <p>(110) 廃棄物処理法第15条の 2 の 6 第 1 項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査 産業廃棄物処理施設の変更許可申請手数料</p> <p><u>(110)の 2 廃棄物処理法第15条の 3 の 3 第 1 項の規定に基づく熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の設置者認定の申請に対する審査 熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の設置者認定申請手数料</u></p> <p><u>(110)の 3 廃棄物処理法第15条の 3 の 3 第 2 項の規定に基づく熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の設置者認定の更新の申請に対する審査 熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の設置者認定更新申請手数料</u></p> <p><u>(110)の 4 ・ (110)の 5</u> [略]</p> <p>(111)～(143) [略]</p> <p><u>(143)の 2 介護保険法第69条の 2 第 1 項の規定に基づく介護支援専門員実務研修の実施 介護支援専門員実務研修手数料</u></p> <p><u>(143)の 3</u> [略]</p> <p><u>(143)の 4 介護保険法第69条の 7 第 2 項の規定に基づく研修の実施 介護支援専門員再研修手数料</u></p> <p><u>(143)の 5</u> [略]</p> <p><u>(143)の 6 介護保険法第69条の 8 第 2 項の規定に基づく更新研修の実施 介護支援専門員更新研修手数料</u></p>

(143)の4～(143)の9 [略]

(144)～(428) [略]

(429)～(453) [略]

2・3 [略]

4 第1項第2号、第31号、第37号、第50号、第70号、第79号、第143号、第144号の6、第144号の7、第145号、第292号、第428号、第429号、第430号、第431号、第432号、第433号、第436号及び第452号の2に掲げる事務をそれぞれ別表第3の中欄に掲げる法律の規定により同表の右欄に掲げる者(以下この項及び次項において「指定試験機関等」という。)に行わせることとした場合において、指定試験機関等が行う当該各号に規定する試験又は審査を受けようとする者は、当該各号に掲げる手数料を当該指定試験機関等に納めなければならない。

5 [略]

別表第1(第2条関係)

使用料	区 分		単 位	金 額	納 期	備 考
[略]						
11 農業 大学校 授業料 及び農 業大学 校宿泊 室等使 用料	授 業 料	農学部 農産 学科	年額	118,800 円	[略]	[略]
		園芸 学科	回	118,800 円		
		畜産 学科	回	118,800 円		
		[略]				
[略]						
18 [略]						

別表第2(第3条関係)

手数料	区 分	単 位	金 額	備 考
[略]				
96 [略]				
96の2 熱回 収の機能を 有する一般 廃棄物処理 施設の設置 者認定申請 手数料		1件に つき	33,000円	
		1件に つき	20,000円	

(143)の7～(143)の12 [略]

(144)～(428) [略]

(428)の2 建築士法第5条第2項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許証の書換え交付 二級建築士又は木造建築士の免許証の書換え交付手数料

(428)の3 建築士法第5条第2項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許証の再交付 二級建築士又は木造建築士の免許証の再交付手数料

(429)～(453) [略]

2・3 [略]

4 第1項第2号、第31号、第37号、第50号、第70号、第79号、第143号、第143号の2、第143号の6、第144号の6、第144号の7、第145号、第292号、第428号、第428号の2、第428号の3、第429号、第430号、第431号、第432号、第433号、第436号及び第452号の2に掲げる事務をそれぞれ別表第3の中欄に掲げる法律の規定により同表の右欄に掲げる者(以下この項及び次項において「指定試験機関等」という。)に行わせることとした場合において、指定試験機関等が行う当該各号に掲げる事務の実施を求める者は、当該各号に掲げる手数料を当該指定試験機関等に納めなければならない。

5 [略]

別表第1(第2条関係)

使用料	区 分		単 位	金 額	納 期	備 考
[略]						
11 農業 大学校 授業料 及び農 業大学 校宿泊 室等使 用料	授 業 料	農学部 学科	年額	118,800 円	[略]	[略]
		[略]				
		[略]				
		[略]				
[略]						
18 [略]						
19 衛生 環境研 究所使 用料	オゾン計校正装置	1回1 台の校 正につ き	19,030円	使用終了 の時		

別表第2(第3条関係)

手数料	区 分	単 位	金 額	備 考
[略]				
96 [略]				
96の2 熱回 収の機能を 有する一般 廃棄物処理 施設の設置 者認定申請 手数料		1件に つき	33,000円	
		1件に つき	20,000円	

					者認定更新 申請手数料				
96の2・96の3 [略]					96の4・96の5 [略]				
[略]					[略]				
110 [略]					110 [略]				
110の2 熱 回収の機能 を有する産 業廃棄物処 理施設の設 置者認定申 請手数料					1件に つき	33,000円			
110の3 熱 回収の機能 を有する産 業廃棄物処 理施設の設 置者認定更 新申請手 料					1件に つき	20,000円			
110の2・110の3 [略]					110の4・110の5 [略]				
[略]					[略]				
143 [略]					143 [略]				
143の2 介 護支援専門 員実務研修 手数料					1件に つき	26,000円			
143の2 [略]					143の3 [略]				
143の4 介 護支援専門 員再研修手 数料					1件に つき	26,000円			
143の3 [略]					143の5 [略]				
143の6 介 護支援専門 員更新研修 手数料					研修の時間が44時間であ る研修	1件に つき	26,000円		
					研修の時間が33時間であ る研修	同	14,000円		
					研修の時間が20時間であ る研修	同	12,000円		
143の4～143の9 [略]					143の7～143の12 [略]				
[略]					[略]				
295 県立農 業大学校入 学試験手 数料	農学部	農産学科	1人 につき	2,200円	295 県立農 業大学校入 学試験手 数料	農学部	学科	1人 につき	2,200円
		園芸学科	同	2,200円					
		畜産学科	同	2,200円					
		[略]					[略]		
295の2 県 立農業大 学 校入学 料	農学部	農産学科	1人 につき	5,650円	295の2 県 立農業大 学 校入学 料	農学部	学科	1人 につき	5,650円
		園芸学科	同	5,650円					
		畜産学科	同	5,650円					
		[略]					[略]		
[略]					[略]				
428 二級建 築士又は木			1件 につき	18,000円	428 二級建 築士又は木			1件 につき	19,200円

造建築士の 免許申請手 数料					造建築士の 免許申請手 数料				
					428の2 二 級建築士又 は木造建築 士の免許証 の書換え交 付手数料		1件に つき	5,900円	
					428の3 二 級建築士又 は木造建築 士の免許証 の再交付手 数料		1件に つき	5,900円	
[略]					[略]				

別表第3 (第3条関係)

事 務 の 種 類	法 律 の 規 定	指 定 試 験 機 関 等
[略]		
6 [略]		
7~10 [略]		
11 [略]		
12~18 [略]		

別表第3 (第3条関係)

事 務 の 種 類	法 律 の 規 定	指 定 試 験 機 関 等
[略]		
6 [略]		
7 介護保険法第69条の2 第1項の規定に基づく介 護支援専門員実務研修の 実施	介護保険法第69条 の33第2項におい て準用する同法第 69条の27第2項	介護保険法第69条の 33第1項の規定に基 づき知事が指定する 者
8 介護保険法第69条の8 第2項の規定に基づく更 新研修の実施	介護保険法第69条 の33第2項におい て準用する同法第 69条の27第2項	介護保険法第69条の 33第1項の規定に基 づき知事が指定する 者
9~12 [略]		
13 [略]		
14 建築士法第5条第2項 の規定に基づく二級建築 士又は木造建築士の免許 証の書換え交付	建築士法第10条の 21第2項	建築士法第10条の20 第1項の規定に基 づき知事が指定する者
15 建築士法第5条第2項 の規定に基づく二級建築 士又は木造建築士の免許 証の再交付	建築士法第10条の 21第2項	建築士法第10条の20 第1項の規定に基 づき知事が指定する者
16~22 [略]		

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

宮崎県医師・看護師等育成・確保・活用基金条例をここに公布する。

平成23年3月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第7号

宮崎県医師・看護師等育成・確保・活用基金条例

(設置)

第1条 医師、看護師等の医療に携わる人材の育成、確保、地域における活用等により、地域医療における課題の解決を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条の規定に基づき、宮崎県医師・看護師等育成・確保・活用基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、県債証券その他最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する設置の目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

宮崎県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 3 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第 8 号

宮崎県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

宮崎県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例（平成21年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(処分) 第 6 条 基金は、介護基盤の緊急整備特別対策事業及び既存施設の スプリンクラー整備特別対策事業に要する費用の財源に充てる場 合に限り、その全部又は一部を処分することができる。	(処分) 第 6 条 基金は、介護基盤の緊急整備特別対策事業、既存施設のス プリンクラー整備特別対策事業、認知症高齢者グループホーム等 防災改修等支援事業、既存の特別養護老人ホーム等のユニット化 支援事業及び地域支え合い体制づくり事業に要する費用の財源に 充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

附 則

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

宮崎県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 3 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第 9 号

宮崎県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

宮崎県地域自殺対策緊急強化基金条例（平成21年宮崎県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 2 この条例は、平成25年 3 月31日限り、その効力を失う。	附 則 2 この条例は、平成26年 3 月31日限り、その効力を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 3 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第10号

宮崎県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例

宮崎県妊婦健康診査支援基金条例（平成21年宮崎県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後

<p>附 則</p> <p>2 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則</p> <p>2 この条例は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。</p>
<p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	
<p>みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。</p>	
<p>平成23年3月22日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河 野 俊 嗣</p>	
<p>宮崎県条例第11号</p>	
<p>みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例</p>	
<p>みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例（平成17年宮崎県条例第20号）の一部を次のように改正する。</p>	
<p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
<p style="text-align: center;">改正前</p> <p>（改善命令等）</p> <p>第28条 知事は、ばい煙排出者が、そのばい煙量又はばい煙濃度が排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある場合において、その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該ばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該ばい煙発生施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命じ、又は当該ばい煙発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>（ばい煙量等の測定）</p> <p>第29条 ばい煙排出者は、規則で定めるところにより、当該ばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。</p> <p>（排出水の汚染状態の測定等）</p> <p>第44条 排出水を排出する者は、規則で定めるところにより、当該排出水の汚染状態を測定し、その結果を記録しておかなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>第73条 第65条第1項（同項第7号に掲げる者に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>第74条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。</p> <p>（1）第21条第1項、第31条第1項若しくは第3項、第32条第1項又は第38条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>（2）第24条第1項又は第41条第1項の規定に違反した者</p>	<p style="text-align: center;">改正後</p> <p>（改善命令等）</p> <p>第28条 知事は、ばい煙排出者が、そのばい煙量又はばい煙濃度が排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該ばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該ばい煙発生施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命じ、又は当該ばい煙発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>（ばい煙量等の測定）</p> <p>第29条 ばい煙排出者は、規則で定めるところにより、当該ばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。</p> <p>（排出水の汚染状態の測定等）</p> <p>第44条 排出水を排出する者は、規則で定めるところにより、当該排出水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>第73条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>（1）<u>第21条第1項、第31条第1項若しくは第3項、第32条第1項又は第38条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</u></p> <p>（2）<u>第24条第1項又は第41条第1項の規定に違反した者</u></p> <p>（3）<u>第29条又は第44条第1項の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者</u></p> <p>（4）<u>第65条第1項（同項第3号から第5号まで及び第7号に掲げる者に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</u></p> <p>第74条 <u>第65条第1項（同項第6号に掲げる者に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。</u></p>

(3) 第65条第1項（同項第3号から第6号までに掲げる者に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第12号

宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成21年宮崎県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則	附 則
2 この条例は、 <u>平成25年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	2 この条例は、 <u>平成26年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県中山間地域等直接支払制度基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成23年3月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第13号

宮崎県中山間地域等直接支払制度基金条例を廃止する条例

宮崎県中山間地域等直接支払制度基金条例（平成12年宮崎県条例第24号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成23年3月31日から施行する。

宮崎県就農支援資金特別会計条例をここに公布する。

平成23年3月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第14号

宮崎県就農支援資金特別会計条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）に基づく貸付事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、就農支援資金特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第2条 この会計においては、一般会計繰入金、県債、貸付金の償還金及び附属諸収入をもってその歳入とし、貸付金、県債の償還金、一般会計繰出金その他の諸支出をもってその歳出とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成22年法律第23号）による改正前の農業改良資金助成法（昭和31年法律第102号）第12条に規定する特別会計（以下「旧特別会計」という。）において平成22年度の決算上の剰余金（青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法に基づく貸付事業に係るものに限る。）として平成23年度の歳入に繰り入れるべきであった金額があるときには、同年度のこの条例による特別会計（以下「新特別会計」という。）の歳入に繰り入れるものとする。

3 この条例の施行の際旧特別会計に属する権利及び義務（青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法に基づく貸付事業に係るものに限る。）は、新特別会計に属するものとする。

県営土地改良事業分担金及び負担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月22日

宮崎県条例第15号

県営土地改良事業分担金及び負担金徴収条例の一部を改正する条例

県営土地改良事業分担金及び負担金徴収条例（昭和31年宮崎県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(分担金及び負担金の額)</p> <p>第2条 分担金の額は、各年度ごとに、次の各号に掲げる県営土地改良事業の区分に応じ、当該各号に掲げる事業に要する費用にそれぞれ当該各号に掲げる数値を乗じて得た額から次項に規定する負担金の額を減じた額の範囲内において、知事が定める額とする。</p> <p>(1)～(23) [略]</p> <p>(24) 中山間地域総合農地防災 100分の5</p> <p>(25)～(46) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(分担金及び負担金の額)</p> <p>第2条 分担金の額は、各年度ごとに、次の各号に掲げる県営土地改良事業の区分に応じ、当該各号に掲げる事業に要する費用にそれぞれ当該各号に掲げる数値を乗じて得た額から次項に規定する負担金の額を減じた額の範囲内において、知事が定める額とする。</p> <p>(1) 基幹水利施設管理技術者育成対策 100分の40</p> <p>(2)～(24) [略]</p> <p>(25) 農村災害対策整備 100分の5</p> <p>(26)～(47) [略]</p> <p>2 [略]</p>

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第16号

宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例

宮崎県港湾管理条例（昭和38年宮崎県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(行為の禁止)</p> <p>第3条 何人も、次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>けい留施設</u>に積み卸し、又は搬入した貨物をみだりに停滞させること。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(行為の規制)</p> <p>第4条 港湾施設において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) <u>けい留施設</u>に直接又は近接して船舶の<u>けい留</u>に支障のある物件を<u>けい留</u>すること。</p> <p>(2) <u>けい留施設</u>を船舶の<u>けい留</u>荷役又は船客の乗降以外の用に供すること。</p> <p>(3) 爆発物その他の危険物で知事が規則で定めるものを荷役するために<u>けい留施設</u>（当該専用に供するものを除く。）を使用し、又はこれらの物件を積載した船舶を<u>けい留</u>すること。</p> <p>(4) <u>けい留施設</u>において、じんかい、汚物、腐敗物、悪臭を発生するものその他衛生上有害と認められるものの荷役をすること。</p> <p>2 [略]</p> <p>(許可の承継等)</p> <p>第14条 第9条第1項の許可を受けた者（別表第1の2の<u>表けい留施設</u>の項に掲げる施設のうち浮棧橋の使用許可を受けた者及び同表ボートヤード及びディンギーヤードの項の規定が適用される施設の使用許可を受けた者を除く。）について相続、合併又は分割があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併によ</p>	<p>(行為の禁止)</p> <p>第3条 何人も、次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>係留施設</u>に積み卸し、又は搬入した貨物をみだりに停滞させること。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(行為の規制)</p> <p>第4条 港湾施設において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) <u>係留施設</u>に直接又は近接して船舶の<u>係留</u>に支障のある物件を<u>係留</u>すること。</p> <p>(2) <u>係留施設</u>を船舶の<u>係留</u>、荷役又は船客の乗降以外の用に供すること。</p> <p>(3) 爆発物その他の危険物で知事が規則で定めるものを荷役するために<u>係留施設</u>（当該専用に供するものを除く。）を使用し、又はこれらの物件を積載した船舶を<u>係留</u>すること。</p> <p>(4) <u>係留施設</u>において、じんかい、汚物、腐敗物、悪臭を発生するものその他衛生上有害と認められるものの荷役をすること。</p> <p>2 [略]</p> <p>(許可の承継等)</p> <p>第14条 第9条第1項の許可を受けた者（別表第1の2の<u>表係留施設</u>の項に掲げる施設のうち浮棧橋の使用許可を受けた者及び同表ボートヤード及びディンギーヤードの項の規定が適用される施設の使用許可を受けた者を除く。）について相続、合併又は分割があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により</p>

り設立された法人又は分割により当該許可に係る業務を承継した法人は、許可を受けた者の権利義務を承継する。この場合において、権利義務を承継した者は、その承継のあった日から14日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

附 則

2 前項の規定にかかわらず、別表に掲げる使用料のうちさん橋、岸壁、物揚場及び船揚場の船舶のけい留に対する使用料にあっては各港湾について、積卸貨物通過に対する使用料にあっては細島、油津、内海及び福島港以外の港湾について、知事が別に定める日までの間は、第10条の規定を適用しない。

別表第 1（第 8 条の 2、第10条関係）

2 施設使用料

施設の種類	単 位	金 額		摘 要
		外航船舶	外航船舶 以外の船 舶	
けい留施設	船舶けい留24時間ごとに総トン数1トンにつき	[略]		
	[略]			

設立された法人又は分割により当該許可に係る業務を承継した法人は、許可を受けた者の権利義務を承継する。この場合において、権利義務を承継した者は、その承継のあった日から14日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

附 則

2 前項の規定にかかわらず、別表に掲げる使用料のうち栈橋、岸壁、物揚場及び船揚場の船舶の係留に対する使用料にあっては各港湾について、積卸貨物通過に対する使用料にあっては細島、油津、内海及び福島港以外の港湾について、知事が別に定める日までの間は、第10条の規定を適用しない。

別表第 1（第 8 条の 2、第10条関係）

2 施設使用料

施設の種類	単 位	金 額		摘 要
		外航船舶	外航船舶 以外の船 舶	
係留施設	船舶係留24時間ごとに総トン数1トンにつき	[略]		「 <u>専用使用する場合</u> 」とは <u>使用期間が1月以上の場合をいう。</u>
	[略]			

		が 1 月以 上の場合	が 1 月未 満の場合				が 1 月以 上の場合	が 1 月未 満の場合	
[略]					[略]				
栈橋、物揚場 、渡船場及び けい船場		[略]			栈橋、物揚場 、渡船場及び 係船場		[略]		
[略]					[略]				
[略]					[略]				

附 則

この条例は、平成23年7月1日から施行する。

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第17号

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

警察関係使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第3（第3条関係）			別表第3（第3条関係）		
事務の種類	法律の規定	指定試験機関等	事務の種類	法律の規定	指定試験機関等
[略]			[略]		
3 道交法第 108条 の 2 第 1 項第 10号 の規定に基づく講 習	道交法第 112条第 2 項	宮崎シーサイドモーター スクール、ナカムラ自動 車学校、旭興自動車学校 、サンモータースクール 、高鍋自動車学校、日南 自動車学校、西都自動車 学校、日向自動車学校、 東九州自動車学校、警友 自動車学校、延陵自動車 学校、都城ドライビング スクール、宮崎ドライビ ングスクール、えびの高 原ドライビングスクール 、フェニックスモーター スクール、清武自動車学 校及び野尻自動車学校	3 道交法第 108条 の 2 第 1 項第 10号 の規定に基づく講 習	道交法第 112条第 2 項	宮崎シーサイドモーター スクール、ナカムラ自動 車学校、旭興自動車学校 、サンモータースクール 、高鍋自動車学校、日南 自動車学校、西都自動車 学校、日向自動車学校、 東九州自動車学校、警友 自動車学校、延陵自動車 学校、都城ドライビング スクール、宮崎ドライビ ングスクール、えびの高 原ドライビングスクール 、フェニックスモーター スクール、 <u>きよ武自動車</u> 学校及び野尻自動車学校

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県暴力団排除条例をここに公布する。

平成23年3月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第18号

宮崎県暴力団排除条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 5 条）
- 第 2 章 暴力団の排除に関する基本的施策等（第 6 条－第 10 条）
- 第 3 章 青少年の健全な育成を図るための措置（第 11 条・第 12 条）
- 第 4 章 暴力団員等に対する利益の供与の禁止等（第 13 条・第 14 条）
- 第 5 章 暴力団員等が利益の供与を受けることの禁止等（第 15 条）
- 第 6 章 不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置等（第 16 条・第 17 条）

第 7 章 義務違反者に対する措置等 (第18条-第20条)

第 8 章 雑則 (第21条)

第 9 章 罰則 (第22条・第23条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、宮崎県からの暴力団の排除に関し、基本理念を定め、県及び県民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策、青少年の健全な育成を図るための措置、暴力団員等に対する利益の供与の禁止等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって県民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。
- (4) 暴力団関係者 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。
- (5) 県民等 県民及び事業者をいう。
- (6) 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。

(基本理念)

第 3 条 暴力団の排除は、県民等が、暴力団が県民の生活及び社会経済活動に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として推進されなければならない。

2 暴力団の排除は、県、市町村及び県民等による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

(県の責務)

第 4 条 県は、前条に定める基本理念 (以下「基本理念」という。) にのっとり、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進する責務を有する。

2 県は、暴力団の排除に関する施策の実施に当たっては、法第 32 条の 2 第 1 項の規定により宮崎県公安委員会 (以下「公安委員会」という。) から宮崎県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者 (以下「暴追センター」という。) その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体等と連携を図るよう努めるものとする。

(県民等の責務)

第 5 条 県民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携協力を図りながら取り組むよう努めるとともに、県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業 (事業の準備を含む。以下同じ。) により暴力団を利することとならないようにするとともに、県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

3 県民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、県に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

第 2 章 暴力団の排除に関する基本的施策等

(県の事務及び事業における措置)

第 6 条 県は、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 県が実施する入札に暴力団関係者を参加させないための必要な措置
- (2) 県と契約を締結した者に暴力団関係者と下請契約を締結させないための必要な措置
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、暴力団を利することとならないようにするために必要な措置

(警察による保護措置)

第 7 条 警察本部長は、暴力団の排除のための活動に取り組んだこと等により暴力団から危害を加えられるおそれがあると認められる者に対し、警察官による警戒その他の必要な措置を講ずるものとする。

(県民等に対する支援)

第 8 条 県は、暴力団事務所の使用の差止めの請求、暴力団員等による犯罪の被害に係る損害賠償の請求その他の暴力団員等に対する請求に係る訴訟であって、暴力団の排除に資すると認められるものを提起し、又は提起しようとする者に対し、当該訴訟に関し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 県は、前項に定めるもののほか、県民等による暴力団の排除のための活動に資するよう、県民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第 9 条 県は、暴追センター等と連携して、県民等が暴力団の排除の重要性について理解を深め暴力団の排除の気運が醸成されるよう、必要な広報及び啓発を行うものとする。

(市町村への協力)

第 10 条 県は、市町村において暴力団の排除のための施策が講じられるよう、市町村に対し、情報の提供、技術的助言その他の必要な協力

を行うものとする。

第 3 章 青少年の健全な育成を図るための措置

（青少年に対する教育等のための措置）

第11条 県は、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（中学部及び高等部に限る。）若しくは高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）をいう。）において、その生徒又は学生が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 青少年の育成に携わる者は、当該青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、当該青少年に対し、指導し、助言し、その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、前項の青少年の育成に携わる者に対し、職員の派遣、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

（暴力団事務所の開設及び運営の禁止）

第12条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲 200メートルの区域内においては、これを開設し、又は運営してはならない。

（1）学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）又は同法第124条に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）

（2）児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設

（3）社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する公民館

（4）図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館

（5）博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館又は同法第29条に規定する博物館に相当する施設

（6）前各号に掲げるもののほか、特にその周辺における青少年の健全な育成を図るための良好な環境を保全する必要がある施設として公安委員会規則で定めるもの

2 前項の規定は、この条例の施行の際現に運営されている暴力団事務所及びこの条例の施行後に開設された暴力団事務所であって、その開設後に同項各号に掲げるいずれかの施設が設置されたことにより、同項に規定する区域内において運営されることとなったものについては、適用しない。ただし、ある暴力団のものとして運営されていたこれらの暴力団事務所が他の暴力団のものとして開設され、又は運営された場合は、この限りでない。

第 4 章 暴力団員等に対する利益の供与の禁止等

（利益の供与の禁止）

第13条 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

（1）暴力団の威力を利用する目的で、金品その他の財産上の利益の供与（以下「利益の供与」という。）をすること。

（2）暴力団の威力を利用したことに関し、利益の供与をすること。

2 事業者は、前項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団の活動又は運営に協力する目的で、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、相当の対償のない利益の供与をしてはならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与をしてはならない。ただし、法令上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履行として利益の供与をする場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

（契約時における措置等）

第14条 事業者は、その行う事業に関して書面による契約を締結する場合において、当該契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものである疑いがあると認めるときは、当該契約の相手方が暴力団関係者でないことを確認するよう努めなければならない。

2 事業者は、その行う事業に関して書面による契約を締結する場合において、契約の相手方が暴力団関係者であることが判明したときは、催告をすることなく当該契約を解除することができる旨を定めるよう努めなければならない。

3 事業者は、前項に規定する事項を定めた契約の相手方が暴力団関係者であることが判明したときは、速やかに、当該契約を解除するよう努めなければならない。

第 5 章 暴力団員等が利益の供与を受けることの禁止等

第15条 暴力団員等は、情を知って、事業者から当該事業者が第13条第1項若しくは第2項の規定に違反することとなる利益の供与を受け、又は事業者が当該事業者がこれらの規定に違反することとなる当該暴力団員等が指定した者に対する利益の供与をさせてはならない。

2 暴力団員等は、情を知って、事業者から当該事業者が第13条第3項の規定に違反することとなる利益の供与を受け、又は事業者が当該事業者が同項の規定に違反することとなる当該暴力団員等が指定した者に対する利益の供与をさせてはならない。

第 6 章 不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置等

（不動産の譲渡等をしようとする者等の責務）

第16条 県内に所在する不動産（以下「不動産」という。）の譲渡又は貸付け（地上権の設定を含む。以下「譲渡等」という。）をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約の締結前に、当該契約の相手方に対し、当該不動産を暴力団事務所の用に供するものでないことを確認するよう努めなければならない。

2 何人も、自己が譲渡等をしようとしている不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約をしてはならない。

3 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約において、次に掲げる事項を定めるよう努めなければならない。

(1) 当該不動産を暴力団事務所の用に供してはならない旨

(2) 当該不動産が暴力団事務所の用に供されていることが判明したときは、催告をすることなく当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをすることができる旨

4 前項第 2 号に規定する事項を定めた契約により不動産の譲渡等をした者は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されていることが判明したときは、速やかに、当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをするよう努めなければならない。

(不動産の譲渡等の代理等をする者の責務)

第17条 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該譲渡等をしようとする者に対し、前条の規定の遵守に関し助言その他の措置を講じなければならない。

2 何人も、他人が譲渡等をしようとしている不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約の代理又は媒介をしてはならない。

第 7 章 義務違反者に対する措置等

(調査)

第18条 公安委員会は、第13条第 1 項若しくは第 2 項、第15条第 1 項、第16条第 2 項、前条第 2 項の規定に違反する行為をした疑いがあると認められる者その他の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、文書若しくは口頭による説明又は資料の提出を求めることができる。

(勧告)

第19条 公安委員会は、第13条第 1 項若しくは第 2 項、第15条第 1 項、第16条第 2 項、第17条第 2 項の規定に違反する行為があった場合において、当該行為が暴力団の排除に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該行為をした者に対し、必要な勧告をすることができる。

(公表)

第20条 公安委員会は、第18条の規定により説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由がなくこれを拒んだとき、又は前条の規定により勧告を受けた者が正当な理由がなくこれに従わなかったときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 公安委員会は、前項の規定による公表をしようとするときは、公安委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該公表に係る者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

第 8 章 雑則

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

第 9 章 罰則

第22条 第12条の規定に違反して、暴力団事務所を開設し、又は運営した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第23条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成23年 8 月 1 日から施行する。

